

＜特例早見表＞ ※承認通知のあった月の宿泊分から対象です。

承認通知のあった月	特例対象となる宿泊月	特例による申告・納入期限
3月	3月分、4月分、5月分	6月末日
4月	4月分、5月分	6月末日
5月	5月分	6月末日
6月	6月分、7月分、8月分	9月末日
7月	7月分、8月分	9月末日
8月	8月分	9月末日
9月	9月分、10月分、11月分	12月末日
10月	10月分、11月分	12月末日
11月	11月分	12月末日
12月	12月分、1月分、2月分	3月末日
1月	1月分、2月分	3月末日
2月	3月分	3月末日

例) 令和元年7月3日に申請し、令和元年7月29日付けで承認通知があった場合
→7月宿泊分から特例の対象となります。

※7月宿泊分と8月宿泊分の2か月分を9月末日までに申告・納入してください。

(9月宿泊分以降は3か月分を併せて申告・納入してください。)

例) 令和元年7月25日に申請し、令和元年8月10日付けで承認通知があった場合
→8月宿泊分から特例の対象となります。

※7月宿泊分は本来申告納期限の8月末日、8月宿泊分は特例により9月末までに

それぞれ申告・納入してください。

(9月宿泊分以降は3か月分を取りまとめて申告・納入してください。)

※特例による申告・納期限は6月末・9月末・12月末・3月末の年4回です。

承認通知のあった月により、取りまとめる月分が異なりますのでご注意ください。